

草津市公報

発行日 令和 7 年 5 月 1 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 8 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 告 示

介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出について（介護保険課）	1
草津市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）	1
草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）	2
草津市すっきりさわやかサービス事業実施要綱および草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）	4
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	5
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	5
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	6
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	6
草津ヨシ松明まつり開催事業補助金交付要綱（商工観光労政課）	6
草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例第6条第1項の規定に基づく飼い犬の立ち入り禁止区域について（生活安心課）	8
公示送達について（税務課）	8

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	9
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	14
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	14
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	14

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	15
---------------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	15
---------------------------------	----

告 示

草津市告示第 1 7 5 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 6 号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年草津市告示第 5 4 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	タンポポ訪問サービス
事業所の所在地	滋賀県草津市追分六丁目 1 8 - 2 3
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社マツオ 滋賀県草津市追分六丁目 1 8 - 2 3
代表者の氏名と住所	代表取締役 松尾 正雄 滋賀県草津市追分六丁目 1 8 - 2 3
サービスの種類	介護予防型訪問サービス
指定廃止年月日	令和 7 年 3 月 3 1 日
事業所番号	2 5 7 0 6 0 0 7 1 4

（令和 7 年 4 月 2 日掲示済み）

草津市告示第 1 7 6 号

草津市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市介護保険料減免取扱要綱（平成 1 2 年草津市告示第 1 8 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （減免額等） 第 3 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 （減免額等） 第 3 条 《省略》

改正後			改正前		
(1) 損害の程度が <u>2 分の 1</u> 以上の場合 決定保険料の額から <u>条例第 8 条第 1 項第 1 号</u> に該当する者の保険料の額を控除した額			(1) 損害の程度が <u>1 / 2</u> 以上の場合 決定保険料の額から <u>条例第 8 条第 1 項第 1 項第 1 号</u> に該当する者の保険料の額を控除した額		
(2) <u>5 分の 1</u> 以上 <u>2 分の 1</u> 未満の場合 決定保険料の額から <u>条例第 8 条第 1 項第 1 号</u> に該当する者の保険料額を控除した額の 2 分の 1 の額			(2) <u>1 / 5</u> 以上 <u>1 / 2</u> 未満の場合 決定保険料の額から <u>条例第 8 条第 1 項第 1 項第 1 号</u> に該当する者の保険料額を控除した額の 2 分の 1 の額		
2 《現行どおり》			2 《省略》		
保険料の区分		減免の額	保険料の区分		減免の額
賦課期日 現在	収入減少 後		賦課期日 現在	収入減少 後	
<u>条例第 8 条第 1 項第 1 3 号</u>	<u>条例第 8 条第 1 項第 3 号</u>	<u>条例第 8 条第 1 項第 1 3 号に該当する者の保険料の額から条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する者の保険料を控除した額</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
3～6 《現行どおり》			3～6 《省略》		
第 4 条～第 5 条 《現行どおり》			第 4 条～第 5 条 《省略》		
別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《現行どおり》			別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《省略》		

付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する。

(令和 7 年 4 月 2 日揭示済み)

草津市告示第 1 7 7 号
草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和 7 年 4 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱（平成 1 2 年草津市告示第 9 4 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 0 条 《現行どおり》	第 1 条～第 1 0 条 《現行どおり》

改正後	改正前
別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》 別記様式第3号（第6条第3項関係） （別添1－1のとおり）	別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》 別記様式第3号（第6条第3項関係） （別添1－2のとおり）

付 則
(施行期日)

- 1この要綱は、令和7年4月2日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2この要綱の施行の際現にある関係要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別添1－1
様式第3号(第6条第3項関係)

(表面)

訪問介護利用者負担額減額認定証									
交付年月日 年 月 日									
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	フリガナ								
	氏名								
生年月日		明・大・昭 年 月 日							
介護保険番号									
適用年月日		年 月 日から							
有効期限		年 月 日まで							
減額内容(給付率)		／100							
発行機関名および印									

(裏面)

注 意 事 項
一 訪問介護、夜間対応型訪問介護もしくは夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「訪問介護等」という。)のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。
二 訪問介護等のサービスを受けるときに支払う金額は介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。 (訪問介護等のサービスの利用者負担額は0%になります。)
三 被保険者の資格がなくなつたとき、減額の認定の要件に該当しなくなつたとき、減額の認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

別添1－2
様式第3号(第6条第3項関係)

(表面)

訪問介護利用者負担額減額認定証									
交付年月日 年 月 日									
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	フリガナ								
	氏名								
生年月日		明・大・昭 年 月 日 男・女							
介護保険番号									
適用年月日		年 月 日から							
有効期限		年 月 日まで							
減額内容(給付率)		／100							
発行機関名および印									

(裏面)

注 意 事 項
一 訪問介護、夜間対応型訪問介護もしくは夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「訪問介護等」という。)のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。
二 訪問介護等のサービスを受けるときに支払う金額は介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。 (訪問介護等のサービスの利用者負担額は0%になります。)
三 被保険者の資格がなくなつたとき、減額の認定の要件に該当しなくなつたとき、減額の認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

草津市告示第 178 号

草津市すっきりさわやかサービス事業実施要綱および草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市すっきりさわやかサービス事業実施要綱および草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱

(草津市すっきりさわやかサービス事業実施要綱の一部改正)

第 1 条 草津市すっきりさわやかサービス事業実施要綱（昭和 63 年草津市告示第 57 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (給付および助成対象者) 第 2 条 紙おむつ等を持ち込める医療機関に入院した場合において、紙おむつ等の給付を受けることができる者は、草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱（平成 30 年草津市告示第 89 号。以下「登録要綱」という。）の規定により登録を受けている者で、かつ、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者（草津市の被保険者に限る。）のうち、入院した日の属する月から 4 か月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月から 3 か月）までの者（法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスを利用している者を除く。）とする。 2 紙おむつ等を持ち込めない医療機関（以下「医療機関」という。）に入院した場合において、紙おむつ等購入費用の一部を草津市高齢者紙おむつ等購入費助成金（以下「助成金」という。）として交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、登録要綱の規定により登録を受けている者で、かつ、法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者（草津市の被保険者に限る。）のうち、入院した日の属する月から 4 か月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月から 3 か月）までの者（法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスを利用している者を除く。）であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。 (1)～(3) 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (給付および助成対象者) 第 2 条 <u>介護療養型医療施設以外</u>の紙おむつ等を持ち込める医療機関に入院した場合において、紙おむつ等の給付を受けることができる者は、草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱（平成 30 年草津市告示第 89 号。以下「登録要綱」という。）の規定により登録を受けている者で、かつ、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者（草津市の被保険者に限る。）のうち、入院した日の属する月から 4 か月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月から 3 か月）までの者（法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスを利用している者を除く。）とする。 2 <u>介護療養型医療施設以外</u>の紙おむつ等を持ち込めない医療機関（以下「医療機関」という。）に入院した場合において、紙おむつ等購入費用の一部を草津市高齢者紙おむつ等購入費助成金（以下「助成金」という。）として交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、登録要綱の規定により登録を受けている者で、かつ、法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者（草津市の被保険者に限る。）のうち、入院した日の属する月から 4 か月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月から 3 か月）までの者（法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスを利用している者を除く。）であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。 (1)～(3) 《省略》

改正後	改正前
3～5 《現行どおり》 第3条～第11条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第3号 《現行どおり》	3～5 《省略》 第3条～第11条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第3号 《省略》

(草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱の一部改正)

第2条 草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱（平成30年草津市告示第89号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 (給付登録の取消し) 第6条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設および <u>介護医療院</u> に入所したとき。 (3)～(6) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第7条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》	第1条～第5条 《省略》 (給付登録の取消し) 第6条 《省略》 (1) 《省略》 (2) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設および <u>介護療養型医療施設</u> に入所したとき。 (3)～(6) 《省略》 2 《省略》 第7条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第2号 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年4月2日から施行する。

(令和7年4月2日揭示済み)

草津市告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年4月3日

草津市長 橋 川 渉		
名称	所在地	廃止年月日
南草津米倉 眼科	草津市野路一丁目4番1 6－301号	令和6年1 2月31日

(令和7年4月3日揭示済み)

草津市告示第180号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年4月3日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
南草津米倉 眼科	草津市野路一丁目 4 番 1 6－301号	令和 6 年 1 2 月 31 日

(令和 7 年 4 月 3 日揭示済み)

草津市告示第 181 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
南草津米 倉眼科	草津市野路一丁目 4 番 1 6 号 MNK－3 ビル 301 号	令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 4 月 3 日揭示済み)

草津市告示第 182 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
南草津米 倉眼科	草津市野路一丁目 4 番 1 6 号 MNK－3 ビル 301 号	令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 4 月 3 日揭示済み)

草津市告示第 183 号

草津ヨシ松明まつり開催事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津ヨシ松明まつり開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域資源であるヨシを有効活用するとともに、草津市の観光拠点である烏丸半島の魅力向上を図るため、草津ヨシ松明まつり開催事業に要する経費に対し予算の範囲内において草津ヨシ松明まつり開催事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付にしては、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、草津ヨシ松明まつり実行委員会とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業および補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助対象経費および補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費から協賛金、負担金、補助金、出展料等の収入（補助対象経費以外に要した経費がある場合は当該額を控除した額）を控除した金額とする。

(交付申請書の添付書類)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要とする書類

(実績報告書の添付書類)

第 6 条 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績概要報告書（別記様式第 3 号）

(2) 収支決算書（別記様式第4号）

(3) その他市長が必要とする書類

2 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後3か月以内または補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までとする。

（概算払）

第7条 補助金は、規則第16条第2項により概算払により交付することができる。

付 則

この要綱は、令和7年4月9日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費
草津ヨシ松明まつり開催事業	当該事業の開催に要する経費（催事費、会場費、警備費、広告宣伝費、イベント保険料または事務費に限る。）

別記
様式第1号(第5条第1号関係)

事業計画書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要 〔期日、場所、 内容など〕	
4 事業の効果	

様式第2号(第5条第2号関係)

収支予算書

1 収入の部			
区 分	本年度予算額	前年度予算額	説 明
市 補 助 金			
合 計			
2 支出の部			
区 分	本年度予算額	前年度予算額	説 明
補助 対 象 経 費	催 事 費		
	会 場 費		
	警 備 費		
	広 告 宣 伝 費		
	イ ベ ン ト 保 険 料		
	事 務 費		
	小 計		
その 他 の 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第3号(第6条第1項第1号関係)

実績概要報告書

1 事業の名称	
2 事業の期日	
3 事業の内容 〔期日、場所、 内容など〕	
4 参加者数	
5 事業の効果	
6 添付書類	実施状況が分かる資料（報告書、画像等）

様式第 4 号(第 6 条第 1 項第 2 号関係)

収支決算書

1 収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	説 明
市 補 助 金			
合 計			

2 支出の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	説 明
補 助 対 象 経 費	催 事 費		
	会 場 費		
	警 備 費		
	広 告 宣 伝 費		
	イベント保険料		
	事 務 費		
	小 計		
そ の 他 の 経 費			
	小 計		
合 計			

(令和 7 年 4 月 9 日揭示済み)

草津市告示 1 8 4 号

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく
飼い犬の立ち入り禁止区域について

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例（平成 1 4 年草津市条例第 5 0 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり飼い犬（身体障害者補助犬を除く。）の立ち入り禁止区域を定めたので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

草津市長 橋 川 渉

立ち入り禁止区域の名称および所在地

名称	所在地
岡本南児童遊園	草津市岡本町 4 6 8 番 1 の一部

(令和 7 年 4 月 1 0 日揭示済み)

草津市告示第 1 8 5 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 7 年 4 月 2 8 日に送達があったものとみなす。